

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成18年9月25日

京都市長 榎本 頼兼

建築物の所在地, 用途及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市西京区松尾 木ノ曽町7番地1 及び7番地4 一戸建ての住宅 木造3階建て一 部鉄骨造	京都市西京区松尾 木ノ曽町7番地 久保 清忠	平成18年 8月15日	工事の施工を停 止すること。	第9条 第10項
京都市右京区御 室岡ノ裾町17 番地46 一戸建ての住宅 木造3階建て	京都市右京区御室 岡ノ裾町17番地 内藤 温子 大阪市平野区长吉 川辺3-6-18 山田建設 山田 正則	平成18年 8月22日	工事の施工を停 止すること。	第9条 第10項
京都市西京区下 津林佃2番地4	京都市西京区下津 林佃2番地4	平成18年 8月30日	平成18年9月30 日までに当該敷	第9条 第1項

<p>一戸建ての住宅 木造2階建て一部 鉄骨造</p>	<p>梶岡 正樹</p>	<p>地に存する上記建築物のうち、</p> <p>(1)延べ面積の敷地面積に対する割合が10分の8を超える部分(約13平方メートル)を除却すること。</p> <p>(2)建築面積の敷地面積に対する割合が10分の5を超える部分(約35平方メートル)を除却すること。</p>
-------------------------------------	--------------	---

(都市計画局建築指導部監察課)